

インド数量制限事件（インドの農業・織物・工業製品輸入に係る輸入制限）

（パネル報告 WT/DS90/R、提出日：1999 年 4 月 6 日 採択日：1999 年 9 月 22 日）

（上級委報告 WT/DS90/AB/R、提出日：1999 年 8 月 23 日 採択日：1999 年 9 月 22 日）

1. 事実の概要

◇国際収支擁護のための輸入制限

GATT12 条—先進国、18 条 4 項(b)国（経済が開発の過程にあるが(a)の規定の範囲内には
いない締約国）

GATT18 条 B—18 条 4 項(a)国（経済が低生活水準を維持することができず、かつ、開発
の初期段階にある締約国）

◇12 条と 18 条 B の相違

12 条—“imminent” threat, “very low”

18 条 9 項—“threat”, “inadequate”

◇18 条 9 項の要件

・・・次のいずれかの目的のために必要な限度をこえてはならない。

(a) 自国の貨幣準備の著しい減少の脅威(threat)の予防又はそのような減少の阻止

(b) 十分な貨幣準備を有しない(inadequate)締約国の場合には、その貨幣準備の合理的な率による
増加

◇18 条 11 項

締約国は、この B の規定に基づいて課する制限を、9 の条件に基き必要とされる限度においてのみ
維持するものとし、状態が改善されるにしたがって漸次緩和しなければならず、また、その制限の
維持をもはや正当としないような状態になったときは、その制限を廃止しなければならない。ただ
し、締約国は、その開発政策を変更すればこの B の規定に基いて自国が課している制限が不必要に
なろうということを理由としてその制限を撤回し又は修正するように要求されることはない。

◇協議・審査手続（18 条 12 項、国際収支に係る規定に関する了解パラ 5-8）

◇通報手続（了解パラ 9-12）

◇IMF との協議（15 条 2 項）

締約国団は、貨幣準備、国際収支又は外国為替取極に関する問題を審査し、又は処理することを求
められているすべての場合に、国際通貨基金と十分に協議しなければならない。その協議において、
締約国団は、外国為替、貨幣準備及び国際収支について同基金が提示する統計その他の事実に関す
るすべての認定を受諾しなければならない(shall)。・・・締約国団は、第 12 条 2(a)又は第 18 条 9

に定める基準に基いて最終的決定をするときは、締約国の貨幣準備の著しい減少、その貨幣準備のきわめて低い水準又はその貨幣準備の合理的な率による増加が何によるものであるかについての同基金の決定及びその場合に協議の対象となるその他の事項の金融的面に関する同基金の決定を受諾しなければならない。

◇時系列

1994年 簡易協議手続

1995年 通常協議手続

IMF 代表「慎重なマクロ経済管理を続ければ、数量制限なしの関税ベースの輸入体制への移行は二年以内に合理的に可能」

1997年1月 再協議

1997年5月19日 インド一段階的廃止計画を通報（9年間）

1997年 協議

インドー7年間の段階的廃止計画を提案（合意に至らず）

1997年7月15日 米国、インドとの協議要請

1997年10月3日 米国、パネル設置要請

1998年4月15日 インドに対して最初の意見書を準備するために10日間の追加的期間付与（DSU12条10項）

1999年4月6日ーパネル報告

1999年8月23日ー上級委報告（1999年9月22日、DSBによる採択）

2. パネル・上級委員会報告

(1) IMF との協議

<両国の主張>

インドーBOP 委員会及び一般理事会が「自らの最終的な決定を行うために」IMF の一定の決定を受け入れなければならない。(5.11)

米国ーパネルは1994年GATT15条2項に規定される事実問題について、IMF の決定を終局的なものとして受け入れなければならない。

<パネル>

IMF との協議義務や IMF による決定の効果に関する判断を回避し、IMF との協議をDSU13条の「情報の提供を要請する権利」として構成。(5.12)

<上級委>

インドは事実の客観的評価を行う義務を IMF に委譲し、その結果、DSU11条に反していると主張。

→確かにパネルは IMF の見解に相当の重きを置いているが、単にそれを受け入れたわけではなく、自らの決定を行うために IMF の見解を批判的に評価し、他の証拠や見解（インド中央銀行）を考慮している。(146-150)

→したがって、パネルは事実の客観的評価を行ったのであり、DSU11 条に反したわけではない。(151)

(2) パネルの審査権限

<両国の主張>

インド—18 条 B に基づく措置についてパネルは審査権限を有さず、BOP 委員会及び一般理事会の排他的権限に属する。(5.23)

米国—12 条も 18 条も、23 条に基づく紛争処理への付託を禁止していない。(5.23)

<パネル>

WTO 以前の実行（韓国牛肉輸入制限事件）、1994 年 GATT の国際収支に係る規定に関する了解の脚注 1 第 2 文（「・・・紛争解決了解によって詳細に定められて適用される 1994 年ガットの第 22 条及び第 23 条の規定は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の適用から生ずる問題について、適用することができる」）を検討した結果、国際収支擁護に関する措置について審査する権限を自らに認めた。但し、BOP 委員会及び一般理事会の決定を無視することはできず、また途上国の 18 条 B を援用する権利に影響を与えるものではない。(5.114)

<上級委>

◇インドは、パネルは WTO 諸協定の諸規定に反映されている制度的均衡を遵守しておらず、BOP 制限の正当化を審査するパネルの権限が「無制限」とであると判断した点で誤っていると主張(80-81)。

→パネルは自らの権限が「無制限」とであると判断したわけではなく、BOP 委員会及び一般理事会の権限について注意深く考慮している(82)。BOP 了解脚注 1、過去の GATT 時代の慣行から、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の適用から生じる問題について GATT23 条の紛争処理手続が利用可能であることを示している(83-97)。

◇インドは、過去の GATT の判例及び DSU3 条 2 項を援用し、「制度上の均衡原則」が WTO 法の原則であり、18 条 B のもととられた BOP 措置の正当化を審査することを差し控えなければならないと主張(98-101)。

→23 条の紛争処理への付託は 18 条 12 項及び BOP 了解が定める手続の利用可能性あるいは有用性に影響を与えない。むしろ、BOP 制限の正当化を審査することを控えることによって、加盟国の手続上の権利を減ずることになるであろう(102)。また、インドによる「司法的抑制」の主張についても否定(106-107)

→パネルは BOP 制限の正当化を審査する権限を有する(109)ーパネルの裁定支持

(3) 18 条 B に関する両当事国の主張

インド—BOP 委員会の勧告に基づき一般理事会が BOP 措置はもはや正当化されないと

判断するまで、当該措置を維持することができる（18条11項注釈）。また、1994年了解及びその他の1994年GATTの諸規定により、数量制限を段階的に撤廃する権利を有する。

米国—インドの措置は18条9項の状況に該当せず、18条11項違反。18条9項が規定するBOP措置を正当化する状況がもはや存在しなくなった場合には、それら措置は撤回されなければならない。（5.146）

(4)18条Bの性格

<パネル>

「1994年GATT18条Bは[国際収支擁護のための一時的な輸入制限]措置に関して、途上国のために予定された特別かつ異なる待遇を具体化するものである。」（5.155）

「18条Bは途上国が国際収支を目的とする制限をとる『必要』が『あるかもしれない』可能性を示しているが、しかしこれらの措置が常に要求されるわけではない」（5.156）

(5)18条9項

<パネル>

◇インドは18条9項が意味する国際収支上の困難に直面しているか？

パネルが設置された1997年11月18日の諸事実に基づき判断（5.159-163）。IMFによる「1997年11月18日時点においてインドの外貨準備は十分であり・・・著しい減少の脅威のもとにあったとは思われない」（5.165）という見解等から、1997年11月18日時点でインドの貨幣準備について18条9項(a)の著しい減少あるいはその脅威にはなく、また同項(b)の「十分な貨幣準備を有さない」という状態にもなかったと結論。その結果、インドのBOP措置は18条9項の「必要な限度」を超えており、これら措置を維持することによって18条11項の諸条件に違反しているように思われるが、しかしながら18条11項注釈及び但書を検討する必要がある。（5.169-5.184）

(6)18条11項注釈

<パネル>

◇18条11項注釈に基づき、インドは18条9項の諸条件がもはや満たされない状態において、国際収支のための諸措置を維持する権利を有するか？

[18条11項注釈]

11の第二文の規定は、締約国に対し、制限の緩和又は除去により第18条9の規定に基づく制限の強化又は新設を正当とするような状態がもたらされる場合に(if such relaxation or removal would thereupon produce conditions justifying the intensification or institution, respectively, of restrictions under paragraph 9 of Article XXIII)、その緩和又は除去を要求するものと解してはならない

- ・ 18 条 11 項の注釈は、同条 9 項の諸条件がもはや満たされないような状況にも適用されるか？
→注釈の通常の意味及び文脈から、「18 条 11 項の注釈は国際収支上の困難が依然として存在している状況に対しても、またその困難がもはや存在しないとしても再び生じる恐れがある状況に対しても適用されうる」(5.187-5.192)
- ・ 注釈に基づく措置の維持に対して満たされるべき諸条件(5.193-5.199)
 - ① “conditions justifying the intensification or institution, respectively, of restrictions under paragraph 9 of Article XXIII”—18 条 9 項の 2 つの状況
 - ② “would produce”—正当とするような状態と制限の除去との間の因果関係が必要
 - ③ “thereupon”—直ちに(immediately)。但し、数日あるいは数週間以内ということの意味しない。
 →BOP 措置を維持するためには、18 条 9 項(a)及び(b)の諸状況のうちいずれかが、当該措置の除去の後直ちにもたらされうるだろうということ、並びに予期される 18 条 9 項の状況の再発生と措置の除去との間に因果関係が立証されなければならない(5.199)
- ・ 本件において注釈で想定されている諸条件は満たされているか？(5.201-5.215)
→「問題となっている措置が国際収支上の理由に基づく輸入制限の再導入を正当とするような状況を直ちにもたらすものではない。したがって、インドによる当該措置は 18 条 11 項注釈によって正当化されない」(5.215)

<上級委>

◇thereupon の解釈

- ・ 制限の緩和又は除去によりもたらされる 3 つの状況
 - ① 貨幣準備の著しい減少の脅威
 - ② 貨幣準備の著しい減少
 - ③ 不十分な貨幣準備
 →①の状況についてはパネルが示したように “thereupon” は “immediately” を意味するが、②、③についてはむしろ “soon after”。確かにパネルは “soon after” を用いるべきであったが、このことは法律上それほど間違いとは言えないとし、パネルの裁定を支持(110-119)。

(7)18 条 11 項但書

<パネル>

◇インドは 18 条 11 項但書に基づき BOP 措置を維持する権利を有するか？

[18 条 11 項但書]

ただし、締約国は、その開発政策を変更すればこの B の規定に基いて自国が課している制限が不要になろうということを理由としてその制限を撤回し又は修正するように要求されることはない

→インドによる「IMF による言明はインドが自らの開発政策を変更すべきという推定に基いている」という主張に対して、インドによる立証の不十分さ、過去のインドによるマクロ経済政策の採用等を指摘し、同権利を否定(5.216-5.223)。

<上級委>

◇パネルはインドに対して開発政策の変更を求めているか？

マクロ経済政策の採用は何らかの特定の開発政策と関係するものではなく、その開発政策の種類に関係なくすべての加盟国によってとられるものである。IMF が述べた農業改革のような構造的措置(structural measures) はインドの開発政策の変更を伴うかもしれないが、マクロ経済政策と構造的措置は異なるものである。インドは構造的措置の採用を求められてはいない。一パネルの裁定を支持(121-130)

(8) 挙証責任

<パネル>

◇18 条 11 項但書—積極的抗弁であり、挙証責任はインドにある(5.219)。

<上級委>

◇18 条 11 項但書—パネルの裁定支持(132-136)

◇18 条 11 項注釈

[インドによる主張]

- ① パネルは挙証責任の判断を行っていない→パネルは米国に挙証責任を負わせている
- ② パネルは IMF の見解を検討する前、またインドに挙証責任が移る前に、米国による「一応の推定」の分析を行っていない。
→パネルは明示的に判断しているわけではないが、米国の「一応の推定」を判断する際に、パネルが IMF の見解やインドの抗弁を考慮したことに問題はない。またそれによってインドに挙証責任が移ったわけではない(140-142)。
- ③ 米国によって示された証拠は、法的問題として、インドの BOP 制限が正当化され得ないことの「一応の推定」とはならない。
→EC ホルモン事件、韓国酒税事件上級委報告を参照し、米国によって示された証拠の比較考量・評価は上級委の審理の範囲外(143-144)。
→パネルの裁定支持(145)

(9) 結論

<パネル>

インドの国際収支状況は 18 条 9 項の国際収支を理由とする措置の維持を認めるものではなく、18 条 11 項によっても正当化されない。また、インドは、18 条 B のその他の規定に基づいて当該措置の維持又は段階的廃止のための権利を有するわけではない(5.236)

<上級委員会>

パネル裁定支持(153)

(10)実施期間

<パネル>

インドは 18 条 B において BOP 制限の段階的廃止の権利を有するわけではないが・・・但し、当該措置が直ちに(instantly)撤回されなければならないということを示唆するものではないと述べ、インドに対して当該措置撤回のための「妥当な期間」(21 条 3 項(c)) が与えられるべき。この妥当な期間について 15 ヶ月を超えてはならないとの規定があるが、しかしそれは「仲裁人のための指針」であってルールではない。インドに対して 15 ヶ月以上の妥当な期間を付与することを提案。(DSU21 条 2 項の「紛争解決の対象となった措置に関し、開発途上加盟国の利害関係に影響を及ぼす問題については、特別の注意が払われるべきである」)

(11)その後の展開

1999 年 10 月 14 日 インドによる勧告の応諾と 15 ヶ月以上の実施期間の要請

12 月 28 日 米国とインドによる合意の通知 (2001 年 4 月 1 日までに撤回)

3. 評価

(1) 手続上・制度上の意義

◇WTO における機関相互の関係

- ・ パネルと委員会 (BOP 委員会) の関係

制度上の均衡原則(a principle of institutional balance)

WTO における権力分立の問題

- ・ パネルと IMF の関係 (15 条 2 項「受諾しなければならない」の解釈)

- ① IMF の決定は義務的かつ終局的(Deborah E. Siegel)
- ② IMF の決定は prima facie な価値を有する(Dukgeun Ahn)
- ③ IMF の決定は他の専門家によるものと同価値(U. C. Ukpabi)

◇DSU 内の SDT 規定の適用 (DSU12 条 10 項、11 項)

◇RPT への示唆

(2) 実体上の意義

◇WTO において BOP に関する初めてのケース

◇途上国の「体制内化」との関係

- ・ 12 条及び 18 条 B の形骸化

現在の援用国はバングラディッシュのみ

BOP 制限に対する規律の強化 (BOP 了解)

NIEO の輸入代替政策からの転換 (インドー自由化政策への転換)

非関税障壁への転換

- ・ 途上国の開発政策の選択肢に対する制限—「体制内化」における司法化の影響
パネル・上級委といった司法的機関によって、開発政策の妥当性が判断
cf. EC-GSP 事件（ニーズの司法的評価）
- ・ 「体制内化」へ向けた囲い込み—WTO と IMF
開発政策の妥当性の判断における IMF の役割
IMF の民主主義の赤字（IMF 決定の性質、WTO の正統性への影響）

[主要参考文献]

- ・ 津久井茂充『ガットの全貌』（日本関税協会、1993年）
- ・ 柳赫秀「韓国の牛肉の輸入制限」松下・清水・中川編『ケースブック ガット・WTO 法』（有斐閣、2000年）212-215頁
- ・ 田村次郎「インドの農業・織物・工業製品輸入に係る輸入制限」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査：調査報告書X』（公正貿易センター、2000年）67-85頁
- ・ 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書（2007年版）』（経済産業調査会、2007年）
- ・ C. Thomas, “Balance-of-Payments Crises in the Developing World: Balancing Trade, Finance and Development in the New Economic Order”, *American University International Law Review*, Vol. 15, No. 6, 2000, pp. 1249-1277.
- ・ D. E. Siegel, “Legal Aspects of the IMF/WTO Relationship: The Fund’s Articles of Agreement and the WTO Agreements”, *AJIL*, Vol. 96, No. 3, 2002, pp. 561-599.
- ・ L. Bartels, “The Separation of Powers in the WTO: How to Avoid Judicial Activism”, *ICLQ*, Vol. 53, 2004, pp. 861-895.
- ・ U. C. Ukpagi, “Juridical Substance or Myth Over Balance-of-Payment: Developing Countries and the Role of the International Monetary Fund in the World Trade Organization”, *Michigan Journal of International Law*, Vol. 26, No. 2, 2005, pp. 701-736.
- ・ World Trade Organization, *Analytical Index: Guide to GATT and Law and Practice*, Vo. 1, Geneva, 1995.
- ・ P. V. den Bossche, *The Law and Policy of the World Trade Organization: Text, Cases and Materials*, Cambridge, Cambridge University Press, 2005.
- ・ P. C. Mavroidis, *The General Agreement on Tariffs and Trade: A Commentary*, Oxford, Oxford University Press, 2005.
- ・ A. H. Qureshi, *Interpreting WTO Agreements: Problems and Perspectives*, Cambridge, Cambridge University Press, 2006.